

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	岡垣町
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.okagaki.lg.jp/s022/060/030/my_number.html

執行機関名 岡垣町長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	岡垣町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成13年岡垣町要綱第21号)による私立幼稚園就園奨励費補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		岡垣町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第13の項 岡垣町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成13年岡垣町要綱第21号)による私立幼稚園就園奨励費補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	岡垣町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成13年要綱第21号)第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園の設置者が保育料の減免をする場合に、岡垣町長が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定める。 第2条 補助金は、次項に掲げる園児を持つ保護者(岡垣町在住で、当該園児の保育に関し保育料を納入している者に限る。以下「保護者」という。)に対し、設置者が入園料及び保育料を減免する場合に支給する。
⑦独自利用事務の関連規範		岡垣町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成13年岡垣町要綱第21号)